

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項

1 目的

この要項は、甲賀市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付及び撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

3 協賛の形態

- (1) 物品協賛
大会運営用物品や歓迎装飾用物品など具体的な物品提供
- (2) 広告協賛
実行委員会が実施する広報活動への支援
- (3) 施設協賛
企業等が所有する施設などの提供、貸与による支援
- (4) その他協賛
その他、実行委員会が認めるもの

4 協賛として受け入れられないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に反するもの、公序良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動にあたりと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認められるもの

5 協賛の表示

協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を協賛物品等に直接文字、イラスト等により表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

6 謝意の表明

実行委員会は、協賛物品等の提供を受け入れたときは、協賛者に対し感謝状等を贈呈することができる。また、状況に応じて、ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、両大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要項は、令和5年5月15日から施行する。

様式第1号

協賛申込書

令和 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会 会長 あて

申込人 住所
名称
代表者氏名

㊟

甲賀市で開催される第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	

《個人協賛者は、次の項目にチェックをお願いします。》

○「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項」および「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

同意する

○氏名の公表に同意します。

同意する

同意しない

【担当者連絡先】

所属名

氏名

電話番号

E-Mail

様式第2号

協賛受領書

令和 年 月 日

住所
氏名

様

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

甲賀市で開催される第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く障スポ」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨へのご賛同に基づき、下記のとおり協賛物品等を受領しました。

記

協賛物品等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受領年月日	年 月 日	
参考事項		

別紙

個人協賛にあたっての確認書

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下、「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ甲賀市協賛取扱要項（以下、「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容をあらかじめご確認いただき、協賛申込書（様式第1号）の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いします。

1 個人情報の取扱い

（1）「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要です。

（2）氏名の公表に同意した場合、協賛物品ならびに実行委員会ホームページ等に個人の氏名を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議の上、決定します。

（3）実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を、協賛の受入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てしないものとします。

（1）個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等の構成員ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。

（2）反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。